

# 中学生の

## 税についての 作文コンテスト

全国納税貯蓄組合連合会が主催する平成17年度中学生の「税についての作文」に、市内各中学校から53編の応募がありました。審査の結果12人の方が入選し、昨年12月に表彰を受けました。入選作品は次のとおりです(順不同)。

もつと「税」を知ろう  
ひばりが丘中学校  
白石綾

ついで考える  
納税課(☎内線1351)

西東京市長賞：白石綾さん(ひばりが丘中3年)、「もつと「税」を知ろう」、西東京市租税教育推進協議会会長賞：藤嶋晃大さん(ひばりが丘中3年)、「父との会話」、東村山税務署長賞・東京納税貯蓄組合総連合会長賞：黒木美沙さん(田無第四中3年)、「誇れる日本に」、東京都立川都税事務所長賞・東京納税貯蓄組合総連合会長賞：西山綾香さん(田無第三中3年)、「公園の水」、全国納税貯蓄組合連合会優秀賞・東京納税貯蓄組合総連合会長賞：山岸舞さん(保谷中3年)、「今、出来る事とは」、多摩武蔵納税貯蓄組合連合会長賞：橋真理子さん(田無第一中3年)、「もし、日本に税金がなかったら」、多摩武蔵納税貯蓄組合連合会佳作：石田ありささん(田無第一中3年)、「高齢化社会で生きるために」、渡邊夕佳さん(田無第一中3年)、「税について」、佐藤愛さん(田無第二中3年)、「税の使い方のいろいろ」、佐藤万里さん(田無第二中3年)、「私達の生活と税金の関わりについて」、沖村将平さん(田無第三中3年)、「テレビ番組から考えたこと」、濱谷拓さん(柳沢中3年)、「税に

「納税」と聞くと、何だか悪いイメージがある。私自身「お金をとられる」というイメージがある。どうして「税金」や「納税」と聞くと、悪いイメージを浮かべる人が多いのか。それは、税金の使い道が正しくないことがニュースなどで報道されているから。ということも一つの原因だろう。しかし、それだけでは無い。「税金とは何か。」と考える人が、あまりに少ないこと。「税金が具体的にどんなことに使われているか。」ということとを、一人一人が理解していないこと。また、このようなことを知る機会が、めったにないことが大きな原因だろう。

しかし実際には、税金は人々のとても身近な所に存在している。消費税などはまさに、生活していく上で、避けようにも避けることのできない税金である。また、税金からできた便利な建物も、身の回りにはたくさんある。それなのに、もしも国民が「税金なんて、別にどうでもいいや。」などと、無関心になつて税を納めなくなつたら、いったいどうなってしまうのだろうか。税を納めないということは、私達の身の回りにある、快適な生活を送るため

の様々なサービスがすべて無くなってしまふ。ということにつながると思う。わかりやすく、身近な例をあげてみよう。毎日のように、各家庭からゴミが出る。そのゴミは、指定の場所に置いておけば、あたたまえのように、処分場に持って行ってくれる清掃車があるし、処理をしてくれる人がいる。小学校、中学校とあたりまえのように学校があり、先生がいて、新学年になればあたりまえのように、真新しい教科書がもらえる。人を助けたり、事件や事故があつたとき、またそれらを未然に防いで市民を守るために、あたりまえのように警察署や交番、消防署や救急車、消防車がある。このように普段は「あたりまえ」に行なわれていることが、もしも税金を納めなくなつてしまえば、すべてストップしてしまうのである。

だから、安心して暮らせることも快適な生活を送れることも、税金と深く関わつており、税金のおかげなのである。そういつたことに、もつと多くの人が気づけば、税に対しての一人一人の気持ちも、もつと良い方向に変わっていくと思う。そして、国民が必要としていることに、正しく税を使うのであれば、多少納税額が高くて苦に思う人は少ないと思う。これからの私達の課題は、税金がどう使われているかをしっかりと知ることに、あたりまえ「に行なわれていることにもつと関心をもち、意識を高めること。そして何より、税金を何にどんなふうに使つてほしいか、国民一人一人が考えをもち、発言していくことが大切だと思う。

# 税の申告の季節です

田無庁舎 2月16日(木)～3月15日(水)  
保谷庁舎(防災センター6階) 3月1日(水)～15日(水)

平成18年度の住民税の申告は市で、平成17年分の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けます。受付初日と受付締切日間は、窓口がたいへん込み合いますので、混雑する時期を避けて申告するようお願いいたします。市民税課(☎内線1321・1328)、東村山税務署(東村山市本町1-20-22、☎042-394-6811)

## 市民税・都民税の申告

申告が必要な方  
平成18年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成17年中に所得のあつた方  
平成18年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などを所有している方  
所得税の確定申告を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。  
確定申告用紙については、2月1日(水)～15日(水)は市民税課窓口・各出張所で、申告期間中は各申告会場で配布します。

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受け付け	ところ	日 程	日 程
田無庁舎(2階展示コーナー)	2月16日(木)～3月15日(水)	土日曜日を除く	
保谷庁舎(防災センター6階)	3月1日(水)～15日(水)		
受付時間	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分		

市民税・都民税のみの相談・申告の出張窓口受け付け	ところ	日 程
新町福祉会館	2月3日(金)	
下保谷福祉会館	2月6日(月)	
保谷公民館	2月7日(火)	
ひばりが丘図書館	2月8日(水)	
住吉福祉会館	2月9日(木)	
芝久保公民館	2月10日(金)	
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分	

の当てはまる箇所に記入し、提出してください。  
申告場所  
市でご相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりとなります。  
(1)提出のみの方  
内容がすべて記入済みの申告書  
(2)簡易な申告の方  
給与所得者の還付申告や公的年金等の申告(事業所得者で収支内訳書の作成ができていない方土地・建物等譲渡の分離申告住宅借入金(取得)等特別控除などの特殊な申告については、東村山税務署に

「ご相談ください」。  
申告の際、必要となるもの  
申告書、印鑑、計算機、筆記具  
源泉徴収票等平成17年中の収入金額のわかる書類  
国民健康保険、国民年金、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費控除等の各控除を受ける場合は平成17年中に支払つた  
領収書等金額  
がわかるもの  
(生命保険料、損害保険料、損害保険料は控除証明書、国民年金保険料は支払証明書)の添付が必要です。医療費は領収書の添付とともに、合計額を自身で計算しておいてください。  
障害者の方は、障害者手帳または証明書  
還付申告の方は、申告者名義の銀行または郵便局の口座番号がわかるもの  
税理士会の無料相談  
東京税理士会東村山支部では、小規模納税者のための無料申告相談や申告書の作成指導



導(譲渡所得、相続税、贈与税を除く)を行いますので、気軽にご利用ください。  
なお、年金受給者の方および給与所得者等の還付申告の相談もおこなっています。  
とき 2月2日(木)・13日(月)・15日(水)・17日(金)午前9時30分～11時30分・午後1時30分～3時30分  
ところ 保谷こもれびホール3階 小ホール  
所得金額が高額な方や内容が複雑な方は、税務署が有料で税理士にご相談ください。受け付けは混雑の状況により、早く締め切る場合があります。  
車の来場はご遠慮ください。源泉徴収票、筆記具、計算機等をご持参ください。問い合わせは、東村山税務署へ。

日曜窓口の開設  
東村山税務署では、平成17年分確定申告作成のアドバイスと、申告書の受け付けを行います。  
とき 2月19日・26日(日)午前9時～正午・午後1時～5時  
ところ 東村山税務署  
内容 所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成のアドバイス、申告書の受け付け  
当日の混雑状況等により、申告書作成会場の受け付けを早めに終了する場合がありますのでご注意ください。  
当日は電話での相談は行っていません(電話での質問は、平日にお願いします)。  
当日は、市役所・法務局は開庁していませんので、申告に必要な書類は事前に準備してください。  
車の来場は、ご遠慮ください。  
http://www.nta.go.jp